

令和7年 第3回別海町教育委員会議 会議録

- 1 開催日時 令和7年3月19日(水)
13時30分から14時00分まで
- 2 開催場所 別海町役場4階第4委員会室
- 3 出席者 (3名)
教育長 相澤 要
教育委員 森野 志保
教育委員 石川 貴工
- 4 出席職員 (15名)
教育部長 宮本 栄一
指導主幹 稲村 和典
指導参事 瀬川 航平
学務・スポーツ課長 齋藤 陽
学務・スポーツ課主幹 立澤 雅彦
学務・スポーツ課主幹 高津 寛人
学校教育課長 池田 卓也
学校教育課主査 高橋 美香
学校教育課主査 戸野 晶雄
生涯学習課長 木戸口 誠
生涯学習課主幹 恒川 敦史
生涯学習センター長 福原 義人
西公民館長 小村 茂
東公民館長 大坂 恒夫
図書館長 堺 啓
- 5 議事日程
議案第1号 別海町社会教育委員設置条例施行規則の制定について
議案第2号 別海町立小中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について
議案第3号 別海町英語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定について
議案第4号 別海町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について
議案第5号 別海町教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令の制定について

- 議案第6号 別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規程の一部を
改正する訓令の制定について
- 議案第7号 別海町奨学資金の償還について
- 議案第8号 令和7年度教育委員会職員の任命について

－【開 会】－

教育長
(相澤要君)

ただいまから、令和7年第3回別海町教育委員会議を開会いたします。

本日の出席者は3名です。

別海町教育委員会議規則第5条の定足数に達しておりますので、会議の成立を宣言いたします。

開会にあたり、私から一言ご挨拶申し上げます。

年度末のお忙しいときにお集まりいただき、ありがとうございます。

卒業式、卒園式は、本日午前中に行われた別海中央小学校と上西春別小学校、中西別小学校をもってすべて終了しました。委員の皆様にご協力いただきましたことに、重ねてお礼を申し上げます。

私は、中西別幼稚園、小学校、中学校へ行き、最後の卒業式に参列させていただきました。小学校の卒業式は歌声も話を聞く姿勢も大変立派で、来賓の方が、日本一の卒業式だったと、高く評価していました。

また、校歌を歌うのも最後なんだな、という声も聞かれ、寂しい思いが伝わってきました。

地域の大人は懐かしんで過去を見るしかありませんが、子どもたちは希望と不安が入り混じっているものの、しっかりと未来を向いているように感じました。

4月から始まる新しい仲間との学校生活が、充実したものになることを願っています。

それでは本年度最後の教育委員会議に入らせていただきます。

本日は、議案が8件ございます。

よろしく願いいたします。

－【前回会議録の承認】－

教育長
(相澤要君)

日程第2前回会議録の承認に入ります。

令和7年第2回の会議録につきまして、事前に委員の皆様にご事務局から送付しておりますので、訂正御意見等がありましたら発言をお願いしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

教育長
(相澤要君)

教育長
(相澤要君)

教育部長
(宮本栄一君)

教育長
(相澤要君)

生涯学習課主幹
(恒川敦史君)

なければ承認することとしてよろしいですか。

(「はい」の声あり)

第2回の会議録について承認することといたします。

－【報 告】－

日程第3報告に入ります。

3月4日に開催いたしました令和7年第2回教育委員会議から本日までの行事や実施事業等について、事務局から報告をお願いいたします。

はい、宮本部長。

それでは、3月4日に開催されました第2回教育委員会議以降、本日までの主な行事、実施事業等について、お手元の資料により御報告をいたします。

3月6日から3月14日まで、第1回町議会定例会が開催され、教育長及び関係職員が対応しております。

3月7日、小樽ふれあい観光大使表敬訪問があり、教育長が対応しております。

同日、別海百人一首少年団が、全道大会の結果報告のため表敬訪問され教育長及び関係職員が対応しております。

3月14日、別海町商工会女性部から愛の鈴が寄贈され、教育長が対応しております。

3月18日、チーム根室で学力向上を！チームミーティングがZoomで開催され、教育長及び関係職員が出席しております。

3月19日、令和6年度別海町寿大学合同修了式が行われ、関係職員が対応しております。

本日、第3回教育委員会議の開催となっております。

以上で報告を終わります。

－【議 事】－

それでは、日程第4議事に入ります。

議案第1号別海町社会教育委員設置条例施行規則の制定について、事務局から説明願います。

はい、恒川主幹。

それでは、議案第1号別海町社会教育委員設置条例施行規則の制定について説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

本規則につきましては、別海町社会教育委員設置条例第5条において、本条例に定めるもののほか、必要な事項は別に規則でこれを定めると、謳っているところですが、現在までにおいて、規則の設置はされていなかったことから、今後の会議の運営が円滑に行われるよ

う今回新たに規則を制定するものです。

それでは、条文の朗読は省略いたしまして、本規則の要点を説明いたします。

まず、議案書1ページ目の第2条ですが、委員長及び副委員長の選任について定めたものであり、委員の互選により各1名を置くこととしています。

第3条は、委員長及び副委員長の任期を定めたものであり、2年としています。

第4条は、委員長及び副委員長の職務について定めたものであり、委員長は会務を総括し、副委員長は委員長を補佐するなどしております。

次に、議案書2ページの第5条になりますが、会議の招集について定めたものであり、委員長が招集するものとしています。

第6条は、会議の定足数及び議決について定めたものであり、会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができず、議長は委員長が務め、議事は出席した委員の過半数で決する。そして、緊急の必要があり、会議を招集するいとまがないときなどは、書面会議をもって会議に代えることができることなどとしています。

第7条は、専門部会について定めたものであり、必要があれば専門部会を置くことができることとしています。

第8条は、補則について定めたものであり、この規則に定めるもののほか必要な事項は委員長が会議に諮って決定することとしています。

最後になりますが附則として、この規則は令和7年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第1号の内容説明を終わります。

教育長
(相澤要君)

議案第1号について内容説明が終わりましたので御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

御質問等がなければ採決をさせていただきます。

議案第1号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第1号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第2号別海町立小中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について、事務局説明をお願いいたします。

はい、戸野主査。

学校教育課主査
(戸野晶雄君)

議案第2号別海町立小中学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。

議案書の3ページをお開きください

本規則について、令和7年3月31日をもって、中西別小、中学校が閉校し、別海中央小、中学校へ統合することになることから、通学区域を変更するため所要の改正をするものです。

議案本文の朗読は省略し、改正内容について、別冊の議案資料の新旧対照表で説明します。

資料の1ページをお開きください。

新旧対照表ですが、右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

本改正は、中西別小学校、中学校が統廃合することにより、中西別小・中学校の通学区域を別海中央の通学区域に統合するものとなります。

右側の改正前の別表第1から、中西別小学校の項を削り、右側の改正前の表の別海中央小学校の項中、別海1番地から35番地、別海39番地から396番地を、別海1番地から396番地に、中西別202番地から203番地、中西別220番地から223番地を中西別の全番地に改め、左側の改正後の表の別海中央小学校の項に中西別本町、中西別光町、中西別緑町、中西別朝日町を加えるものです。

また、別表第2では、右側の改正前の中西別中学校の項を削り、左側の改正後の表に改めるものです。

なお、附則として、本規則は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

教育長
(相澤要君)

議案第2号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

御質問等がなければ採決をさせていただきます。

議案第2号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第2号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第3号別海町英語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定について、事務局説明をお願いいたします。

はい、戸野主査。

学校教育課主査
(戸野晶雄君)

議案第3号別海町英語指導助手就業規則の一部を改正する規則の制定について説明します。

議案書の5ページをお開きください。

本規則は、町教育委員会において、外国青年招致事業及び町独自で配置される英語指導助手の勤務条件について必要な事項を定めるものですが、今般、一般財団法人自治体国際化協会の任用規則の変更に伴い、本町の関係規則との整合性を図るため内容の見直し等を行うこととし、本規則の一部を改正するものです。

議案本文の朗読は省略し、改正内容について、別冊の議案資料の新旧対照表で説明します。

議案資料の4ページをお開きください。

新旧対照表ですが、右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

改正内容については、改正後の欄で説明いたします。

議案資料4ページ上段、第6条、免職等、第3項について、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い自由刑のうち懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑に一本化されるため、禁錮を拘禁刑に改正するものです。

資料中段の第7条、報酬、諸手当及びその計算、第1項については、一般財団法人自治体国際化協会の任用規則の変更に伴い、勤続年数に応じた報酬額を改正するものです。

右側の改正前の、初年度月額280千円を、月額335千円、2年目月額300千円を月額345千円、3年目月額325千円を、月額355千円、4年目及び5年目月額330千円を、月額360千円に改正するものです。

また、同条第2項については、事業配置者としての任用完了後、引き続き町配置者として任用する場合、報酬額が下がらないよう、事業配置者の最終年度の報酬額と同額の月額36万円へ改正するものです。

続きまして、資料下段第19条、休暇及び休職の手続、第4項については、第19条において前条である第18条を示す場合は、前条と表現することから、文言の修正を行うものです。

最後に、附則として本規則は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

議案第3号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

何かありませんでしょうか。

教育長
(相澤要君)

教育長
(相澤要君)

(「なし」の声あり)

御質問がなければ採決をさせていただきます。
議案第3号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

教育長
(相澤要君)

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、議案第3号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第4号別海町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について、議案第5号別海町教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令の制定についての2件については、関連がありますので一括議題とします。

事務局、説明をお願いします。

はい、宮本部長。

教育部長
(宮本栄一君)

それでは、議案第4号及び第5号の内容説明の前に議案資料により私から概要をご説明いたします。

議案資料の5ページをお開きください。

教育委員会の機構図になりますが、左が令和6年度で、右が令和7年度からの体制になります。

朱書き部分に変更となる内容になります。

まず令和7年4月1日から、学務・スポーツ課の名称を学務課に改めます。

次に学校教育課の学校教育・適正化等担当の名称を学校教育担当へ改めます。

次に生涯学習課に、学務・スポーツ課からスポーツ推進担当を移し名称を社会体育担当へ改め、生涯学習センターから本庁舎へ事務所を移動します。

また、生涯学習課長が総合スポーツセンター館長を兼務いたします。

以上、組織体制の概要について説明を終わりますが、議案についてはこのことに伴い所要の改正を行うものとするものです。

この後は担当者から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

教育長
(相澤要君)
学務・スポーツ課主幹
(高津寛人君)

はい、高津主幹。

それでは、議案第4号及び議案第5号の内容について説明いたします。

議案の6ページをご覧ください。

議案第4号別海町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規

則の制定について。

こちらは教育委員会の機構改革に伴い改正するものです。

次に、議案の8ページをご覧ください。

議案第5号別海町教育委員会事務専決規程等の一部を改正する訓令の制定について。こちらは機構改革に伴い、関連する規程3件を改正するものです。

議案については朗読を省略させていただき、議案資料により説明いたします。

議案資料の6ページをお開きください。

規則の改正内容です。

別海町教育委員会事務局組織規則の新旧対照表です。右側が改正前、左側が改正後となります。

内容については第2条から第6条にかけて、学務・スポーツ課の部分を学務課に変更しています。

また、第6条において学務・スポーツ課の事務分掌を規定していますが、社会体育に係る部分を第8条の生涯学習課に変更しています。

次に、別海町教育委員会事務専決規程です。

8ページをご覧ください。

第5条の学務・スポーツ課長の部分を、学務課長に変更しています。

また、学務・スポーツ課長の専決事項から社会体育に係る部分を生涯学習課長に変更しています。

続いて、別海町教育委員会公印規程です。

10ページをご覧ください。

第5条の、学務・スポーツ課長を、学務課長に変更しています。

また、様式の決裁欄について現在の職名となるよう整理しています。

続いて、別海町教育委員会事務局事務取扱規程です。

12ページをご覧ください。

第4条から第42条にかけて、学務・スポーツ課及び学務・スポーツ課長をそれぞれ、学務課、学務課長に変更しています。

14ページをご覧ください。

14ページから17ページにかけて様式の決裁欄及び文言を現在の職名、元号、常用漢字となるよう修正しています。

以上で議案第4号及び議案第5号の内容説明を終わります。

議案第4号、議案第5号について内容説明が終わりましたので御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

はい、石川委員。

教育長
(相澤要君)

教育委員
(石川貴工君)
教育長
(相澤要君)
教育部長
(宮本栄一君)

組織体制の変更の理由はなんですか。

宮本部長。

それでは、経過について説明したいと思います。

令和4年度に生涯学習センターが完成しまして、それに伴いセンター内の組織体制として生涯学習課の担当員が中央公民館の担当員を兼務する形で始まりましたが、1年間実施して、うまく機能しなかったことがあり令和5年度から兼務を外し、それぞれ独立した体制にしました。

その後、5年度、6年度と2か年で事業の精査、施設の管理方法等一定程度の整理がついたということと、生涯学習課は事務局ですので本庁舎内に配置をして、文化と体育を一元化し対応していた令和3年度の体制に戻したという形になります。

さらに、生涯学習の中の社会教育と、学校教育の部分を連携させる部分から一部機構を改革することが主な理由となります。

以上です。

教育長
(相澤要君)
教育長
(相澤要君)

その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

御質問等がなければ採決をさせていただきます。

議案第4号、議案第5号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第4号及び議案第5号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第6号別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規程の一部を改正する訓令の制定について、事務局説明をお願いいたします。

はい、立澤主幹。

学務・スポーツ課主幹
(立澤雅彦君)

それでは、議案書15ページをお開きください。

議案第6号別海町文化・スポーツ競技派遣費補助金交付規程の一部を改正する訓令の制定について説明をいたします。

はじめに、本規程は全国、全道又はこれに準ずる規模で開催される競演会、発表会又は競技会に参加するものに対して、交通費と宿泊費の一部を補助する内容の規程となっており、今回規程中の補助の範囲を示す文言の一部改正、宿泊費の限度額の引き上げに係る改正、遠隔地での開催に参加した場合に移動日を後日にも追加することができる内容の改正、引率者や保護者の負担を軽減する所要改正を行う

ものです。

それでは、議案本文の朗読は省略させていただき、主な改正内容を別冊資料の新旧対照表でご説明いたします。

それでは資料の18ページをお開きください。

右側は改正前、左側が改正後の規程で下線部分が改正箇所です。

第2条、補助の範囲第1項第3号中の、国民体育大会についてスポーツ基本法の一部を改正する法律が令和5年に施行され、令和6年開催大会から国民スポーツ大会に名称変更されたことに伴い、国民体育大会を、国民スポーツ大会に改めるものです。

第3条、対象日程では、これまで遠隔地での開催でいかなる交通手段を用いても移動に終日を費やし、競技に支障をきたすと判断できるときは、競技に要する日程の前日に移動日を1日追加できるとしていましたが、規程の改定により帰町の際の安全性も考慮し、追加の範囲を前後とすることから、第3条第1項中の競技を、競技や帰町に改め、同じく第3条1項中の前日を、前後に改めるものです。

次に第6条宿泊費ですが、物価の変動やインバウンドに伴い宿泊費が高騰している中で、参加者の負担が大きくなっていることから、限度額を5千円から、10千円に引き上げるものです。

次に19ページをお開きください。

第8条、補助金の額では、これまで引率者についても各大会の該当区分により、交通費及び宿泊費の補助率が変動していましたが、引率者や保護者の負担を軽減することから、引率者の補助割合を全て100%とし、第6条第1項表中に引率者の割合を加えるものです。

なお、附則といたしまして、この訓令は、令和7年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

教育長
(相澤要君)

議案第6号について内容説明が終わりましたので御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

御質問等がなければ採決をさせていただきます。

議案第6号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第6号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第7号別海町奨学資金の償還について、事務局説明をお願いいたします。

はい、高橋主査。

学校教育課主査
(高橋美香君)

それでは、議案第7号の内容を説明いたします。

議案書の17ページをご覧ください。

別海町奨学資金の償還について、別海町奨学資金貸付条例第8条第2項の規定により、次の者の奨学資金償還据置期間の延長を承認する。

奨学資金の償還については、別海町奨学資金貸付条例第8条第1項において、当該学校卒業後1年間据置としてその翌年から5年間の均等償還をするものと規定し、さらに同条第2項において、償還期間について教育委員会が特に必要と認めたときは前項の規定にかかわらず据置期間の延長をすることができるものと規定しています。

このたび、議案書に記載の奨学生から、本条例第8条第2項に基づく据置期間延長の願出があり、当初の据置期間である令和6年4月から令和7年3月までの1年間から2年間延長し、令和9年3月までの据置を希望するものです。

願出理由については、大学院へ進学し収入を得られないためとのことであり、別海町奨学資金貸付規則第6条に規定する止むを得ない事由に該当するものとして、願出を受理したところです。

なお、本奨学生については、令和2年4月から令和6年3月までの4年間貸付し、貸付総額は1,440千円となっています。

また、据置期間の延長が承認された場合の償還期間については、令和9年4月から令和14年3月までの5年間となります。

以上で議案第7号の内容説明を終わります。

教育長
(相澤要君)

議案第7号について内容説明が終わりましたので御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

御質問等がなければ採決をさせていただきます。

議案第7号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第7号について原案のとおり決定することといたします。

続きまして、議案第8号ですが、こちらは人事に関わりますので、日程第5のその他のあとに、説明、採決を行いますのでよろしく願います。

－【その他】－

教育長
(相澤要君)

それでは日程第5その他に入ります。

事務局から何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

委員の皆様からありませんか。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

それでは、再び日程第4の議事に戻ります。

議案第8号ですが、こちらは人事案件になりますので、会議を公開しないこととしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようなので、議案第8号は非公開といたします。

ここからの会議は非公開となりますので、関係する職員以外は退席お願いいたします。

－ (非公開) －

教育長
(相澤要君)

議案第8号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたら、お受けしたいと思います。

(「なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

ご質問がなければ、採決させていただきます。

議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(相澤要君)

異議がないようですので、議案第8号について原案のとおり決定することといたします。

それでは以上で、本日予定しておりました案件は全て終了でございます。

これをもちまして令和7年第3回教育委員会議を閉会いたします。

皆様大変お疲れ様でした。

－ 【閉 会】 －